

(趣旨)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成26年2月18日改正)」に対応するため、麻布大学(以下「本学」という。)における文部科学省、厚生労働省、農林水産省等又はそれらの省等が所管する独立行政法人などから配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下「競争的資金等」という。)に係る申請及び交付された競争的資金等の適正な運営・管理に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究代表者等」とは、競争的資金等の配分を受けた本学研究組織の研究代表者(研究を1人で実施する者を含む。)及び研究分担者、又は本学以外の研究組織の研究代表者から競争的資金等の配分を受けた研究分担者をいう。

2 この規程において、「競争的資金等の取扱いに係る不正行為(以下「不正行為」という。)」とは、次に掲げる行為及びそれに関与する行為をいう。

- (1) 架空の取引により大学に代金を支払わせること。
- (2) 虚偽の申請に基づき、申請と異なる物品の代金を大学に支払わせること。
- (3) 虚偽の申請に基づき、旅費を大学に支払わせること。
- (4) 虚偽の申請に基づき、アルバイト者、派遣職員及び研究支援者の報酬等を大学に支払わせること。
- (5) 文部科学省及び日本学術振興会の「研究者及び機関使用ルール」等(以下「補助条件等」という。)以外に使用すること。

3 この規程において、「調査対象者」とは、競争的資金等において不正行為を行った又は疑われた研究代表者等をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究代表者等は、交付された競争的資金等に係る研究の実施に当たっては、この規程を遵守するとともに、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」、これに基づく法令等(以下「法令等」という。)及び補助条件等を遵守する。

2 研究代表者等は、法令等に係るもののほか、学校法人麻布獣医学園(以下「学園」という。)の関連規程等及び本学競争的資金等執行マニュアル(以下「執行マニュアル」という。)に準拠する。

(最高管理責任者の任務等)

第4条 本学に本学全体を統括し、競争的資金等の適正な運営・管理について最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長をもって充て、職名を公開するものとする。
- 3 最高管理責任者は、法令等に定められた競争的資金等に係る予算の執行の適正化に関する必要な措置を講じる。
- 4 最高管理責任者は、競争的資金等の適正な運営・管理に関する任務を遂行するため統括管理責任者を置き、その任務の一部を委任することができる。
- 5 最高管理責任者は、統括管理責任者を指名し、職名を公開するものとする。
- 6 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任をもって競争的資金等の適正な運営・管理が行えるように、指導力を発揮するものとする。
- 7 最高管理責任者は、各部局における競争的資金等の運営・管理を適切に行うため、

統括管理責任者の下にコンプライアンス推進責任者を置く。

(統括管理責任者の職務)

- 第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の適正な運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、法令等、補助条件等、学園関連規程、執行マニュアル及びこの規程に従って次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) この規程に定める事項の実施状況を把握し、競争的資金等の適正な管理、使用及び研究の進捗状況について、研究代表者等に対し、聞き取り、指導及び助言を行うこと。
 - (2) 第6条に定める委員会に関すること。
 - (3) 間接経費の取扱いに関すること。
 - (4) 不正防止計画に関すること。
 - (5) 不正行為の調査に関すること。
 - (6) モニタリングに関すること。
 - (7) この規程及び執行マニュアルの実施に関すること。
- 2 統括管理責任者は、前項に規定する職務に関し、最高管理責任者に意見を述べることができる。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第5条の2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) 自己の管理する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。
 - (2) 不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。
 - (3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、獣医学部長、生命・環境科学部長をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、第1項各号の目的を達成するため、コンプライアンス推進責任者を補佐するコンプライアンス副責任者を置くことができる。
- 4 第1項第3号の目的を達成するため、事務局にコンプライアンス副責任者を置き、事務局長をもって充てる。

(麻布大学競争的資金等管理委員会)

- 第6条 不正防止計画の立案、不正行為の調査等に対応するため、麻布大学競争的資金等管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議及び調査する。
- (1) 不正防止計画の策定、推進及び公表に関する事項
 - (2) 調査対象者の不正行為の調査、不正な取引に関与した業者の調査及び取引停止に関する事項
 - (3) この規程及び執行マニュアルの実施に係る必要な事項
 - (4) その他競争的資金等に関する事項
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 統括管理責任者
 - (2) 研究推進・支援本部長
 - (3) 監査室長
 - (4) 学術支援課長

- (5) その他最高管理責任者が必要と認めた者 若干名
- 4 委員会に委員長を置き、委員長は、統括管理責任者をもって充てる。
 - 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を総括する。
 - 6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
 - 7 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 8 委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充し、補充する委員の任期は、前任者の残余の期間とする。
 - 9 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(公募の申請)

- 第7条 研究代表者等は、補助条件等により、公募の申請書類を学長名で提出する場合は、研究計画調書等を作成し、学長に提出する。
- 2 研究代表者等は、補助条件等により、公募の申請書類を直接公募先に提出する場合は、研究計画調書等を作成の上、あらかじめ学長に届け出る。

(公募の選考審査)

- 第8条 学長は、競争的資金等で学内の選考を必要とする場合は、研究推進・支援本部に審査を委任する。
- 2 研究推進・支援本部長は、選考審査の結果を速やかに書面により学長に報告する。

(交付の通知)

- 第9条 学長は、競争的資金等の採択等の通知を受けた場合は、速やかに研究代表者等に通知する。
- 2 研究代表者等は、競争的資金等の採択等の通知を直接受けた場合は、速やかに学長に報告する。

(競争的資金等の事務処理)

- 第10条 研究代表者等に交付された競争的資金等の事務処理は、研究代表者等に代わって、事務局教務部学術支援課、事務局総務部人事課及び事務局総務部経理課が学園事務組織規程に基づき行う。

(物品の発注及び検収)

- 第11条 業者への物品の発注及び検収に係る事務は、執行マニュアルにより、発注にあつては事務局教務部学術支援課が、検収にあつては原則として事務局総務部人事課が、それぞれ事務局総務部管財課の協力を得て行う。

(設備等の寄附手続)

- 第12条 競争的資金等により取得した設備等の寄附は、「文部科学省科学研究費補助金取扱規程(昭和40年3月30日文部省告示第110号)」に準拠する。

(繰越し及び前倒しが認められる競争的資金等の手続)

- 第13条 研究代表者等は、競争的資金等を翌年度に繰越しして使用する場合は、個別の補助条件等の定めるところにより、繰越し手続をするものとする。
- 2 研究代表者等は、基金化等により研究期間全体を通じた複数年度にわたり、研究費の使用ができる競争的資金等を繰越しして又は前倒して使用する場合は、個別の補助条件等の定めるところにより、手続をするものとする。

(研究成果等の公表)

第14条 研究代表者等は、競争的資金等による研究の成果を当該研究終了後1年以内又は補助条件等で指定された期日までに研究成果報告書等により公表する。

2 競争的資金等により生じた発明、考案又は植物の新品種に係る取扱いは、学園職務発明取扱規程の定めるところによる。

(間接経費)

第15条 競争的資金等に係る間接経費は、研究代表者等の研究環境の改善及び本学全体の機能の向上に活用するための経費として取り扱う。

2 間接経費に係る必要な事項は、執行マニュアルに定める。

(不正防止)

第16条 研究代表者等は、競争的資金等の取扱いに係る不正防止に努めなければならない。

2 研究代表者等は、本学が実施する不正防止のための説明会等に参加しなければならない。

3 研究代表者等は、本学において競争的資金等に公募の申請をする場合は、執行マニュアルにより補助条件等を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

(不正行為に関する調査等)

第17条 統括管理責任者は、通報、告発、内部監査、その他の方法により研究代表者等の不正行為に係る情報を得た場合は、速やかに最高管理責任者に報告し、委員会を開催して情報を得た日から30日以内にその内容の合理性を確認し、調査の実施について審議するとともに、その結果を最高管理責任者及び競争的資金等を配分する機関(以下「配分機関」という。)に報告する。

2 最高管理責任者は、委員会が不正行為の行われた疑いがあると判断した場合は、当該調査対象者に対し、速やかに競争的資金等の執行を停止させるとともに、統括管理責任者に対し、第3項の不正行為に関する調査を命ずる。

この調査には、告発者、被告発者と直接の利害関係を有する者を委員に含めてはならないものとし、また、最高管理責任者は、調査のため必要があると認めた場合は、有識者を委員に加えることができる。

3 最高管理責任者の命令を受けた統括管理責任者は、委員会において、次の各号に留意の上、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について、調査を実施する。

(1) 委員会は、調査対象者、その所属する研究組織及びその関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(2) 委員会における調査は、事実に基づき、公平不偏にこれを実施しなければならない。

(3) 最高管理責任者が調査対象者となった場合又は調査対象研究組織に所属している場合は、この規程に定める最高管理責任者の職務を統括管理責任者が代行する。

(4) 統括管理責任者が調査対象者となった場合又は調査対象研究組織に所属している場合は、最高管理責任者は委員のうちから代行者を指名し、この規程に定める統括管理責任者の職務を代行させる。

4 協力を求められた調査対象者、所属する研究組織及びその関係者は、調査が円滑に実施できるよう、積極的に協力し、知り得た事実を忠実に述べるものとする。

5 統括管理責任者は、最高管理責任者に対し、次の各号に掲げる調査状況の報告を行う。

(1) 原則として調査を開始した日から1月以内に調査状況を報告する。また、遅くとも調査を開始した日から3月以内に最終報告を書面により行うものとし、やむを得ない事情がある場合は、期限を1月を超えない範囲内で延期することができる。

- (2) 調査の結果、不正行為が認められた場合は、不正行為の原因となった問題点及び再発防止のための必要な措置を含め、最終報告をしなければならない。

(配分機関への報告、調査への協力等)

- 第17条の2 統括管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、方法等について競争的資金等の配分機関に報告、協議しなければならない。
- 2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。
- 3 期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとし、また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 4 その他配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(最終報告の結果)

- 第18条 最高管理責任者は、最終報告の結果、是正改善の措置が必要であると認めた場合は、調査対象者に対し、その内容を通知するとともに是正改善の措置を命ずる。
- 2 最高管理責任者は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに次の各号に掲げる事項を公表する。
- ただし、合理的な理由がある場合は、第1号に掲げる事項を非公表とすることができる。
- (1) 不正に関与した者の氏名・所属
 - (2) 不正の内容
 - (3) 公表までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員の氏名・所属
 - (5) 調査の方法・手順等

(是正改善への対応)

- 第19条 是正改善の措置を命ぜられた調査対象者は、速やかに改善の措置を取り、その結果を最高管理責任者に書面により報告しなければならない。

(執行停止の解除)

- 第20条 最高管理責任者は、是正改善の措置が取られたと判断した場合は、調査対象者に対し、競争的資金等の執行停止の解除を行う。
- 2 最高管理責任者は、最終報告の結果、不正行為がないと認めた場合は、調査対象者に対し、その内容を通知するとともに競争的資金等の執行停止の解除を行う。

(不服申立の手続)

- 第21条 調査対象者は、第18条の通知の内容に不服がある場合は、当該通知を受領した日から起算して10日以内に書面により最高管理責任者に不服申立てを行うことができる。

(再調査の手続)

- 第22条 最高管理責任者は、不服申立があった場合は、当該不服申立ての内容を検討するとともに再調査を実施するか否かを決定し、次の各号に掲げる手続を実施する。
- (1) 再調査の必要がないと認めた場合は、その理由を書面により速やかに調査対象者に通知する。

- (2) 再調査の必要があると認めた場合は、統括管理責任者に対し、速やかに再調査を命じ、再調査の結果を書面により報告させる。
- (3) 再調査の結果の報告を受けた場合は、速やかにその内容を書面により調査対象者に通知する。

(不正行為者及び不正な取引に関与した業者への措置)

第23条 最高管理責任者は、調査対象者に不正行為が認められた場合は、学園就業規則に基づき、必要な措置を取る。

- 2 最高管理責任者は、不正な取引に関与した業者に対し、是正措置を要求するとともに、その行為に応じて委員会の審議の結果に基づく取引停止等の必要な措置を取る。

(内部監査)

第24条 最高管理責任者は、競争的資金等の適正な運営・管理を行うため、次の各号に掲げる者(以下「監査員」という。))をもって、内部監査(以下「監査」という。)を実施する。

- (1) 監査室職員
- (2) その他最高管理責任者が必要と認めた者 若干名
- 2 前項の監査には、統括管理責任者を立ち合わせることができる。
- 3 監査の区分は、毎年度定期的に実施する定期監査及び必要に応じて実施する臨時監査とする。
- 4 最高管理責任者は、毎年度監査計画書を作成する。
- 5 最高管理責任者は、監査を実施するときは、監査対象となる研究代表者等に対し、監査員の職名、氏名、監査期日その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。ただし、臨時監査は、事前に通知することなく実施することができる。
- 6 監査対象となる研究代表者等は、監査の実施に協力しなければならない。
- 7 監査員は、監査の開始に当たり、研究代表者等にその旨を告げ、関係者の立会いを求めなければならない。また、監査員は、監査計画書に基づき、研究計画調書等関係書類、物品等を監査する。
- 8 監査員は、監査終了後、統括管理責任者に監査結果を報告し、速やかに別記様式により内部監査報告書を作成し、最高管理責任者に提出しなければならない。
- 9 最高管理責任者は、監査結果を学園監事に報告しなければならない。

(相談窓口)

第25条 学内外からの競争的資金等に係る事務処理手続に関する相談窓口を事務局教務部学術支援課に置く。

(通報・告発窓口)

第26条 学内外からの競争的資金等に係る不正行為の通報・告発(以下「告発等」という。)窓口を事務局教務部学術支援課に置く。

- 2 告発等を受けた告発等窓口は、速やかにその内容を書面により統括管理責任者に報告する。
- 3 報告を受けた統括管理責任者は、第17条第1項に基づき、処理する。
- 4 第1項における告発等については、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項が示されているものを対象とする。
 - (1) 不正に関与した者
 - (2) 不正が行われた時期
 - (3) 不正が行われた研究資金名など調査対象
 - (4) 不正とする合理的根拠
- 5 前項の定めにかかわらず、匿名による告発等、前項の要件を全て満たさないもので

あっても、その内容に応じ、要件を満たした告発等に準じた取扱いをすることができるものとする。

(告発者及び調査対象者の取扱い)

第27条 最高管理責任者、統括管理責任者、委員会委員、監査員及び事務局教務部学術支援課の調査関係者(以下「調査関係者」という。)は、告発等窓口に寄せられた告発等の告発者、調査対象者、告発等内容及び調査内容について、漏えいしないよう秘密保持を徹底しなければならない。

2 調査関係者は、告発者及び調査対象者の名誉を守り、プライバシーを保護しなければならない。

(コンプライアンス教育)

第28条 コンプライアンス推進責任者は、学園職員の競争的資金等に対する意識の向上を目途に、競争的資金等に関する研修会を開催するものとする。

2 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員(研究代表者等、競争的資金等に応募する者及び第10条の業務を行う者)は、統括管理責任者の指定するコンプライアンス教育を受講する義務を負い、不正使用防止等に努める旨の誓約書を提出しなければならない。

3 前項に定めるコンプライアンス教育を受講しない者又は誓約書を提出しない者は、競争的資金等及び研究推進・支援本部の募集する学内補助金に申請する資格を有しないものとする。

(事務)

第29条 競争的資金等の管理等は、事務局教務部学術支援課が総括する。

(細則)

第30条 その他この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、委員会、教学会議及び学長の意見を聴いて理事会が行う。

附 則

この規程は、平成19年11月27日に制定し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月26日に改正し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年1月27日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月17日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月27日に改正し、同日から施行する。

別記様式(第24条関係)

内部監査報告書

平成 年 月 日

最高管理責任者 殿

監査員

職名

氏名

印

第24条第8項による内部監査の結果について、下記のとおり報告します。

1 監査を行った研究種目名等

研究種目名・研究課題名・研究代表者等名(所属・氏名)・立会者
(以下連記)

2 監査期日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3 評価

その細目は、次のとおりです。
(以下内部監査計画書に従って記入する。)